

## 全項目評価書の主な変更内容（個人市民税に関する事務）

### 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

- (1) システム 5 「eLTAX」をシステム 5 「eLTAX 審査システム」とシステム 1 2 「国税連携システム」に分けて記載する。

○変更の理由

本来機能が異なる「eLTAX 審査システム」と「国税連携システム」とを同一の「eLTAX」として記載していたが、記載事項を明確化するため、分けて記載することとする。

eLTAX＝地方税ポータルシステム。地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステム。地方税共同機構が提供。

- (2) システム 1 3 「地方税共通納税システム」を新設

○変更の理由

令和元年 1 0 月開始の新制度に伴い導入されたシステムを記載する。

・地方税共通納税システム

特別徴収事業所は個人住民税（特別徴収分）を地方税共通納税システムに登録済の口座から直接納付可能となった。

### 2 特定個人情報ファイルの概要

- (1) 特定個人情報ファイルの取扱の委託に「特別徴収に係る給与所得者異動届出書の CSV テキスト化及び RPA による税務システムへの入力」を追加

○変更の理由

令和 3 年 4 月開始を目途に協議中の「RPA による税務情報システムへの自動入力」に係る委託事項を記載する。

・RPA による税務情報システムへの自動入力

給与支払者から紙文書で市に提出される給与所得者異動届出書をスキャナで読み取り、そのデータを専用回線（LGWAN）で委託先に送信する。

委託先は当該データを CSV テキスト化し、RPA により税務システムに入力を行う。

RPA＝ロボティック・プロセス・オートメーション。定型的な作業を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行するもの。

LGWAN＝総合行政ネットワーク。地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク。地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が提供。

- (2) 提供先に「地方税共同機構」を追加

○変更の理由

個人事業主が「eLTAX システム」を利用して初めて個人市民税の申告をした際、地方税共同機構（eLTAX システムを運営する地方共同法人）が申告書に記載された個人番号が当該個人の個人番号であることを確認するために、市が地方税共同機構に当該個人の確認済みの個人番号を一度提供する必要がある（以後の申告では、当該提供された個人番号により確認を行う。）。

(3) 同種の提供先を別紙にまとめる。

○変更の理由

番号法第19条第7号の規定により市長に情報照会できる情報照会者（同法別表第二の第一欄記載。計60件。）について、提供する情報、本人の数及び本人の範囲並びに提供方法及び時期・頻度が共通であることから、評価書に個別に提供先として列記していたものを別紙にまとめ、記載を合理化する。

(4) 千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（以下「番号利用条例」という。）による移転先を記載

○変更の理由

番号利用条例第3条第1項の規定により同条例別表の中欄に記載されている事務（16事務）について、記載漏れが発生していたため、別紙にまとめて記載する。